

「疑わしきは被告人の利益に」 検証 ：木谷明と石井一正との論争 (刑事裁判における有罪判断)

2021年8月21日：小林秀彦

本要旨：刑事裁判は、本来、「疑わしきは被告人の利益に」（想定無罪）が実現されるべきであるが、実情はそのようになっていないことを、木谷が問題提起しているが、一般的に裁判官には浸透していないことを再確認する

目次：木谷・石井論争から

- 木谷明、石井一正の経歴
- 疑わしきは被告人の利益に！
- 木谷明『刑事裁判の心：事実認定適正化の方策』はしがき
- 木谷明「疑わしきは被告人の利益に」
- 木谷明「自白の信用性の判断方法に関する批判について」
- 石井一正『刑事事実認定入門第3版』（判例タイムズ社：2015）
- 石井一正『刑事訴訟の諸問題』（（株）判例タイムズ社：2014）
- 石井一正『ブックレビュー木谷明「刑事裁判の心：事実認定適正化の方策」』
- 木谷明『「合理的疑い」の範囲などをめぐって』（石井に対する反論）
- 刑事裁判と事実認定：原田国男
- 刑事裁判と事実認定：石塚章夫
- 刑事裁判と事実認定：河津博史
- 刑事裁判と事実認定：川崎英明
- まとめ

木谷明、石井一正の経歴

- **木谷明**：1937年生まれ（囲碁木谷実の長男）；1961年東大法学部卒；1963年に判事補任官（東京地裁）。浦和地裁部総括判事や最高裁判所調査官などを経て、2000年5月に東京高裁部総括判事で退官。2004年から2012年まで法政大学法科大学院教授を務め、2012年より弁護士。
- **石井一正**：1937年生まれ；京大法学部1961年卒；書記官研修所教官、神戸地方裁判所判事、大阪地方裁判所判事、大阪高等裁判所判事、札幌家庭裁判所長、札幌地方裁判所長、京都家庭裁判所長、大阪家庭裁判所長等を経て、札幌高等裁判所長官。2002年定年退官。同年関西大学法学部教授。2004年関西大学大学院法務研究科教授。2009年関西大学特別顧問教授

関連法令：疑わしきは被告人の利益に！

- 刑事訴訟法は「疑わしきは被告人の利益に」を下記条文（実体的真実主義）により提起している。
- 第1条【刑事訴訟法の目的】この法律は、刑事事件につき、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑事法令を適正且つ迅速に適用実現することを目的とする
- 第317条【証拠裁判主義】事実の認定は、証拠による
- 第318条【自由心証主義】証拠の証明力は、裁判官の自由な判断による
- 第336条【無罪の言渡し】被告人が罪とならないとき、又は被告事件について犯罪の証明がないときは、判決で無罪の言渡しをしなければならない
- 【注】民事訴訟法第247条：裁判所は、判決をするに当たり、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果をしん酌して、自由な心証により、事実についての主張を採用すべきか否かを判断する。

木谷・石井論争から：疑わしきは被告人の利益に！

- 刑事訴訟法の基本は、検事が犯罪事実を特定し、判事が事実に基づき刑を確定することであろう。以下では、木谷と石井との論争を通し、判事の現状を検証する。
- 木谷がその場合「疑わしきは被告人の利益に」を最優先とするため、人間の供述による証拠（供述にはウソや脅迫による自白もある）よりも客観的な証拠に基づき、事件が疑わしさの幅を広めにとって無罪とすることを提唱している。また、木谷の考えは少数であることを認めている。
- 木谷の主張に対して、石井は、事件によっては、供述のみの場合があるもので、その場合には、供述態度の真摯さとか、供述内容の迫真性とか、臨場感などから、職業裁判官は、直感的要素から容易に判断できるとしたうえで、有罪、無罪の境界には幅はないとしている。
- これら意見の批評者は、「疑わしきは被告人の利益に」の判断には、木谷、石井の双方の考えがあることを認め、今後、裁判員制度や、証拠の構造化等で改善されることを期待している（現行裁判に問題があることを認めている）。

木谷明『刑事裁判の心：事実認定適正化の方策』 はしがき(1/3) (株)法律文化社：2004)

- 刑事裁判の事実認定は実体的真実主義（真実、証拠に事実が合致すること）に基づくものであり、・・・刑事裁判では犯人として訴追された者が真犯人であるかどうかを誤りなく判定することが期待されているというのである。この論理を突き詰めると、刑事裁判では、真犯人を一人も取り逃がすことなく、また、犯人でない者には必ず無罪の判決を言い渡さなければならないということになる。
- しかし、神ならぬ人間のする裁判で、そのような完璧な結果を期待することは、もともと無理な話である。
- 真犯人とそうでない者を常に明確に区別できるという保証はないのであれば、
- (1) 「真犯人を一部取り逃がすことになっても無実の者を処罰しない」ということで満足するか、
- (2) 「真犯人は絶対に見逃さない・そのためには無実の者がときに犠牲になってもやむを得ない」と割り切るか、どちらかである。

木谷明『刑事裁判の心：事実認定適正化の方策』はしがき (2/3) (株) 法律文化社：2004)

- 刑事裁判においては、「疑わしきは被告人の利益に」という原則があり、これは、最高裁判所の判例によって「刑事裁判の鉄則」とであるとされている。したがって、我が国の刑事裁判は、(1)の考えに基づいて行われているはずである。しかし、それにもかかわらず、現実の裁判で冤罪が絶対に発生しないかといえ、答えは「否」である。
- 「疑わしきは被告人の利益に」の原則に従い、「合理的な疑い」があれば被告人に無罪判決を言い渡すといことになっていても、それでは、どの程度の疑いがあれば「合理的疑い」があるということになるのかが、必ずしも明確でないのである。そこで、社会秩序維持に軸足を置く裁判官は、真犯人を取り逃がさないようにするため、「合理的疑い」の範囲をできるだけ狭く解釈しようとするのに対し、無辜の不処罰を重視する裁判官は、「合理的疑い」の範囲をやや広めにとろうとする。 . . .

木谷明『刑事裁判の心：事実認定適正化の方策』 はしがき(3/3) (株)法律文化社：2004)

- 木谷の結論：
- ①「刑事裁判における最大の不幸は何といっても冤罪の発生」であり、
- ②「被告人側の提起する疑問には正面から取り組んで極力疑問点の解消に努める」べきであり、
- ③「このような審理の結果証拠上の重要な疑問が解消できず、有罪であることに説得力ある説明ができないときは、形式的な有罪証拠に引きずられることなく無罪判決に踏み切る」ことに躊躇すべきでなく、
- ④「証拠の不足を推測や想像で補うのは適当でない」。同時に、
- ⑤「刑事裁判において犯人を処罰する手続は、あくまでフェアなものでなければならない。」

木谷明『事実認定適正化：続・刑事裁判の心』

p.15（（株）法律文化社：2005）

「第1章 刑事事実認定について」

- 私は、前著（「刑事裁判の心」）の中で自白の信用性判断に関する最高裁判例の流れには、自白の「内容自体の具体性、詳細性、迫真性等から直感的な印象を重視し、その変遷の状況、細部におけるくいちがいなどは重要性のないものとしてこれを切り捨てようとする」立場と、「供述内容の具体性、詳細性等による直感的な印象に捉われることなく、①自白の変遷の有無・程度、②物的・客観的証拠による裏づけの変遷の有無・程度や物的・客観的証拠による裏づけの有無の検討を通じ、より分析的・客観的に判断しようとする」立場の二つがあると分析し、その上で、後者の立場を是とすべきことについては、「ほぼ基本的コンセンサスが得られた」と指摘している。

木谷明『事実認定適正化：続・刑事裁判の心』p. 46
(株)法律文化社：2005)

「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則はなぜ必要なのか

- 確かに、①「無辜の処罰」も、②「真犯人の取り逃がし」も同じ「不正義」という言
現回避する根拠はないという努力意見は、きわめて常識的説得力がある
も、そのよれるようにも思われ
確葉でもときる。
- 一方、無辜の処罰を重視する立場からの反論がある：①の不正義は、処罰される被
告人が「無辜の不正処罰」の思想を、一人当りの保険の仕組みに類似するもの
であること
告人が、②の不正処罰の説得力がある。
- さらに、「真犯人を取り逃がすというのはただそれだけの意味しかないが、無辜の処
罰をすることは、犯人でない者にいわれのない苦痛を与えるというだけでなく、
真犯人を取り逃がすという意味を持っている。」という痛烈な再反論が可能である。
この見解はまさに問題の本質をついている。したがって、無辜の処罰は「少なくとも
二重の意味で不正義だ」ということになり、無辜の処罰も真犯人の取り逃がしも「同
じ不正義である」という議論は、少なくとも「不正確である」との批判を免れない。
- また、「既に生じてしまった犯罪の結果は取り返しがつかないけれども、無辜の処罰
をすることは、国が新たな不正義に加担することを意味するので、そういう不
正義だけは何としても避けるべきだ」

石井一正 『刑事事実認定入門第3版』 (1/2) (判例タイムズ社：2015)

- 評にり法の。の見よ駭る。力発と経ある。明のも、で証実なく、の真てなもの、的っはも、証体あである。て実での求めしがのも求頼方もすを信たく許断をねづを判理性だ基意的理ゆに恣理のに方る合官断えけた裁判考おった裁なうに則は、由い定に義のる実則主官す事法証判合の理心裁適官論由をり判や自由を裁則(17p.)
- び法裁、関。のこ及「らにるそて規：くか釈あはし法るなる解でき知るいはあの様と探なてでで規同るにとべの則法もい由とべの則法もい由根にのるるなしがのうそいあ項知官つよ実用で事覚判との事にのるが裁ひ次は際もす官はの、容るい連判きる。断は内めな関裁とき判井びはらに、いで義、お当に憲ててとが主は否に象合いしこと証て存律対のつ知る心の法の規に覚す由つ則を明法項、に自に法実証、事いか、則験事と項の用らな験や官とるれ識を明経規則もすこ知れ

石井一正『刑事事実認定入門第3版』(2/2)

(判例タイムズ社：2015)

- 供述証拠の信用性判断の基本的な方法：事実認定に当たっては、物証など客観的証拠や動かしがたい客観的事実を重視すべきことは、つとに指摘されている。しかし、これらの証拠がそれほど多くない事件もあるし、客観的証拠もまた、供述証拠に比べて有用性を発揮する。事実認定が問題となる多くの事件は、いぜんとして供述証拠の信用性を巡って争われることが多い。その証拠は、自白であることもあるし、対抗犯を含む共犯者の供述である場合もある。これらの供述証拠が主要な証拠方法であることは否めない。その意味で事実認定に当たっては、供述証拠の信用性が不可欠である。

石井一正『刑事訴訟の諸問題』

((株) 判例タイムズ社 : 2014)

- 供述証拠の信用性判断のその他の方法
(p. 465) : 人の供述の真偽の判断に当たっては、その供述態度の真摯さとか、供述内容の迫真性とか、臨場感などの感得がなおざりにできないので、その意味では直感的要素を無視しえない。・・・直接主義は万能ではないにしても、法廷供述の場合判断者が供述態度等を直接感得しうるから、この判断は比較的容易である。

石井一正『ブックレビュー木谷明「刑事裁判の心：
事実認定適正化の方策」』（批判）（1/2）

（判例タイムズNo. 1144（2004.5.1）、p. 42から44）

- 刑事裁判における事実認定の最終的な局面において、証拠上有罪であることに『合理的疑い』が残れば、躊躇なく無罪の判決をすべきこと、その意味で『疑わしきは被告人の利益に』というものは刑事裁判における鉄則であることは、だれしも異論がない。ただ、その最終局面に至る過程において、事実認定者は、実体的真実主義（真実、証拠に事実が合致すること）が刑事訴訟法の目的である以上、（1）「無辜の不処罰」と（2）「真犯人処罰」という前記の（1）と（2）の間の狭い道を苦悩しながら歩んでいるのが実情であり、その分け目にあるのが『疑いの合理性』の有無にほかならない。事実認定者はその判断から逃げることはできないし、『合理』と『不合理』の峻別はたやすくはないから、事実認定者の素質・能力、歩んできた歴史・経験等によって結論が異なりうるが、本来広狭はないはずである。「疑わしきは被告人の利益に」という鉄則を遵守するあまり、『不合理な疑い』を『合理的疑い』に取り込むことは、逆の場合と同様正義に反する。

石井一正『ブックレビュー木谷明「刑事裁判の心：
事実認定適正化の方策」』（批判）（2/2）
（判例タイムズNo. 1144（2004. 5. 1）、p. 42から44）

- 木谷は、判例の流れに2つのものがあり、ひとつは「自白内容自体の具体性、詳細性、迫真性等からする直感的な印象を重視し、その変転の状況、細部における食い違いなどは、重要性がないものとして切り捨てようとする」とし、いまひとつは「自白の変遷の有無・程度や物的・客観的証拠による裏付けの有無などを検討し、より分析的・客観的に判断しようとする立場にある」とし、後者を正しいとするのであるが、前者の判例の流れが、後者の立場（自白内容の分析的・客観的検討）を「切り捨てている」と見るのは、断定に過ぎるであろうし、もともと2つの判断方法はいずれかの断定方法はいずれか一方が正しいというほど絶対的なものではないことを思い出すと、ここでも、割り切りように疑問が生まれてくる。

木谷明『「合理的疑い」の範囲などをめぐって』（反論）（1/2） （判例タイムズNo. 1151（2004. 8. 13）：p. 18から25）

- 木谷は「供述内容の具体性、詳細性等による直感的な印象に捉われることなく、①自白の変遷の有無・程度、②物的・客観的証拠による裏付けの有無等の検討を通じ、より分析的・客観的に判断しようとする立場の二つがあり、後者の立場を是とすべきであるとするほぼ基本的コンセンサスが得られたと指摘した。
- 一方、石井は、（①の立場を）「切り捨てている」とみるのは、断定にすぎるであろう」と指摘する。先ず、言葉の問題から言うと、木谷は、前者の判例の流れは後者の立場を「切り捨てようとしている」とい指摘していたのであり、「切り捨てている」とまでいっていない。また、最高裁判例の中に、このような相容れない二つの流れがあること自体否定し難い事実である。

木谷明『「合理的疑い」の範囲などをめぐって』（反論）（2/2）

（判例タイムズNo. 1151（2004. 8. 13）：p. 18から25）

- 「合理的疑い」と「不合理な疑い」との間には、書評のいうようにきれいに二つに区別できるものではない。確かに、その両極には、「はっきりした合理」と「はっきりした不合理」が存在しており、両者の区別は比較的容易であろう。しかし、その間には、見方によっては「不合理」ともいえるが少し視点を代えれば「合理的」であるとも考えられる帯状の中間地帯が残る。
- ・ ・ ・ 私が「無辜の不処罰を重視する裁判官」は「合理的な疑い」の範囲をやや広めにとろうとする」と書いたのは、この地帯に属する疑いに関してのことであるから、「合理的な疑い」の範囲を「やや広めにと」ったからといって、「不合理な疑い」を「合理的な疑い」の中に取り込むことになるはずがない。

刑事裁判と事実認定（法律時報77巻11号：2005.10）

原田国男（東京高裁判事）

- 合理的疑いを超える立証と何か？本来広いものか狭いものかその内容を明らかにすべきであり、その学問的努力は必要であるが、そもそも広めに解するということと本来の合理的疑いを超える立証を要求することとの関係が不明である。被告人に有利であれば、いいというだけであれば、理論的な主張とはいえない。裁判員が理論的根拠を問われると返事に窮するのではあるまいか？
- ①（直観的印象の重視）の流れは、いわゆる大筋論と呼ばれるものであるが、その後、克服されて②（物的・客観的証拠終始）の流れが最高裁判例として定着し、今日に至っているという分析は、木谷教授が指摘するとおりである。したがって、②の観点から分析的・客観的に自白を評価すべきことをいくら強調してもしすぎということではないであろう。

刑事裁判と事実認定（法律時報77巻11号：2005：10）

石塚章夫（新潟家裁判事）

- 最高裁破棄事犯により無罪の確定した事件で、従来の裁判では、4分の3は、有罪を判決していたと判示していることから、下級審が『合理的疑い』を狭く判断したのに対して、最高裁判断はをやや広めにとろうとした事実が存在する。
- 太田勝造『裁判における証明論の基礎』（1982）から、**証明度について：** P: 証明点 P0 : 証明度 KΔ : 被告の被る事実誤認リスク Kπ : 原告の被る事実誤認リスクとすると、 $K\pi \times P0 = K\Delta \times (1 - P0)$ から、 $P0 = 1 / (1 + (K\pi / K\Delta))$
- 仮にP0=90%とすると、 $K\pi / K\Delta = 1/9$ となるとしても、Kπ、KΔの双方、いずれも確率であるから、「合理的疑い」には一定の基準がある（小林判断：“P0”は確率だから、木谷主張が合理的で石塚判断は疑問）。
- 「合理的疑い」という基準は、「合理的な一人の陪審員の持つ疑い」という立証について外在的制約基準とするのが正確なようであり、「『合理的な疑い』とは、最終時点での一人の判断者の内心の自由の状態をいい、ある合理的な人間が合理的に考えて有罪にするのに疑いがあると考えれば、それで『合理的疑い』があるとするとうものである。その意味では、『合理的疑い』に本来広狭はないはずである」の石井の指摘は正しいといえる。

刑事裁判と事実認定（法律時報77巻11号：2005.10）

河津博史（新潟家裁判事）

- 渡部保夫博士（1992年）は「職業裁判官はとに向かなく真犯人すべてを有罪ととそ員はな
し、ただは、ない傾向が、ある」指摘している。
「よとす間違いない。」
「職業裁判官はとに向かなく真犯人すべてを有罪ととそ員はな
し、ただは、ない傾向が、ある」指摘している。
「よとす間違いない。」
- 事実認定者には、無罪の心算が、合理的な疑いがある。人一部断の影
響があるといえよう。
「真犯人を言断すべし」といふ心算が、合理的な疑いがある。人一部断の影
響があるといえよう。
「真犯人を言断すべし」といふ心算が、合理的な疑いがある。人一部断の影
響があるといえよう。」

刑事裁判と事実認定（法律時報77巻11号：2005.10）

川崎英明（関西大学教授）

- 木谷は、自白の信用性判断に関する最高裁判例の流れには、自白の『内容自体の具体性、詳細性、迫真性等からする直感的な印象を重視し、その変遷の状況、細部におけるくいちがいなどは重要性のないものとして、これを切り捨てようとする』立場」と、『直感的な印象に捕われることなく、①自白の変遷の有無・程度、②物的・客観的証拠による裏付けの有無等の検討を通じ、より分析的、客観的に判断しようとする』立場という「相容れない二つの流れがあることは客観的事実」であり、「後者の立場を是とすべきことについては、『ほぼ基本的なコンセンサスが得られた』と再確認した上で、石井の「『いずれか一方が正しいというほど絶対的なものではない』という言い方は、ことがらの本質をあいまいにするおそれがあり適切を欠く。
- そのうえで、木谷理論が「裁判所の中ではなお、木谷のいうように「少数派」である」としたうえで、「注意則、証拠構造等、証拠評価法を用いて『証拠上の重要な疑問が解消されず有罪であることに説得力ある説明ができないときは、たとえ形式的な有罪証拠があったとしても』躊躇なく無罪を言い渡す裁判官と裁判員の姿勢が事実認定の適正化を支える両輪である。

まとめ

- 木谷の①「疑わしき」は被告人の利益に、を實現するために、無辜の被告人に對し供を述べて、証拠も重要視されるべきであるという従来裁判を支持している。
- 上記論争に対して、4人の裁判官、大学教授がコメントしているが、原田（東京高裁判事）は、①については、木谷主張は理論的でないとし、否（定的な主張には、否定的であり（ただし論理的でない）、河津（家裁判事）は、①木谷の主張を支持し、川崎（大学教授）は、②については構造的証拠を提起している。
- 木谷主張に対して、現状の課題を認めながら、現場の裁判官らはその問題に受け入れられる状態になく（小林は、そのような主張を最高裁に對して行っているが、全く受け入れられていない）。
- 結論：刑事裁判は、裁判官の自由な心証により事実認定が行われるので、このようないろいろの判断が成立するから、檢察主張を認めることが多いことがうなずけ、その抜本的な改革が必要である。